

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	前田建設株式会社
主たる営業所の所在地	丹波市山南町池谷108
許可番号	兵庫県知事（般・特-29）第750297号
許可を受けている建設業の種類	土、建、大、左、と、石、屋、電、管、夕、鋼、筋、舗、し、板、ガ、塗、防、内、機、絶、通、園、具、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年4月2日
根拠法令	建設業法第28条第3項（同法第1項第2号及び第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none">1 停止を命じる営業の範囲 公共工事に係るもの2 営業停止の期間 令和3年4月2日から令和3年7月30日までの120日間
処分の原因となった事実	<p>前田建設株式会社は、兵庫県丹波市が発注した「老朽管更新工事」に関して、同社元役員1名が令和2年9月30日神戸地方裁判所において、公契約関係競売等妨害罪により懲役1年、執行猶予3年の判決が言い渡され、同年10月15日に刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。</p>